

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について
（令和8年6月1日施行の官公署出頭休暇の対象範囲の見直し関係）

本日、次に掲げる人事院規則が公布及び施行されました。

- ① 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-46）【別添1】
- ② 人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-15-23）【別添2】

今般の改正は、第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月17日閣議決定）において、犯罪被害者等の雇用の安定に関する施策として、「国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討」が盛り込まれたこと等を踏まえ、被害者参加人（殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者をいう。）の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も官公署出頭休暇の対象とするものです。

本通知の内容について不明な点がある場合は、直接人事院に照会せず、公務員課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対してもご連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っています。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものであることを申し添えます。

連絡先 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係
電話 03-5253-5544（直通）

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年六月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一五―一四―四六

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、そ</p>

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 十八 (略)

2 4 (略)

の期間は、当該各号に定める期間とする。

一 (略)

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 十八 (略)

2 4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年六月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一五―一五―二三

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号</p>

から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 (略)

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三〇十八 (略)

2・3 (略)

から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。) に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 (略)

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三〇十八 (略)

2・3 (略)

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年6月1日から特別休暇（官公署出頭休暇）の対象範囲が拡大されます

令和8年6月1日からの措置内容

- ◆ 官公署出頭休暇は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、必要と認められる期間、取得できる特別休暇です。
- ◆ 令和8年6月1日から、常勤職員と非常勤職員ともに、これまで対象外であった被害者参加制度による「被害者参加人」としての裁判所等への出頭についても、官公署出頭休暇の対象となります。

改正理由

- ◆ 令和8年3月に閣議決定された「第5次犯罪被害者等基本計画」では、民間企業における犯罪被害者等のための休暇制度の導入促進を図っていくため、国家公務員の休暇制度上の取組も重要とされました。これまで、国家公務員が犯罪被害者等となって休暇を必要とする場合は、①心身の不調からの回復には病気休暇、②捜査機関への出頭には官公署出頭休暇、③被害者参加人としての裁判所等への出頭は年次休暇により対応してきました。
- ◆ 「③被害者参加人としての裁判所等への出頭」は、被害者参加人としての裁判対応負担（年10回以上の場合も）、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性に鑑みて、官公署出頭休暇の対象に追加しました。

犯罪被害者等となった場合の勤務継続を支援する制度の全体像

- ✓ 今後は、国家公務員が犯罪被害者等となった場合、心身の不調からの回復には病気休暇、捜査機関への出頭には官公署出頭休暇、被害者参加人としての裁判所等への出頭には官公署出頭休暇を取得できます。
- ✓ 休暇制度を補完する対応としては、フレックスタイム制の活用によって、対応が必要な日の正規の勤務時間を柔軟に変更することや、週休日以外に「勤務しない日」を設定することで、裁判の傍聴（※令和8年6月1日以降も官公署出頭休暇の対象外）や行政窓口での各種手続などにも対応することができます。
- ✓ 国家公務員が犯罪被害者等となった場合、今回の措置も含めた国家公務員の勤務時間・休暇制度を活用して、勤務を継続しつつ、犯罪被害者等として必要な対応を行うことができます。

フレックスタイム制の活用例

